

## 協 議 事 項 資 料

### 協議事項

- (1) 平成 27 年度専門部会の名称及び取組内容について  
平成 27 年度に設置する専門部会は次の 2 部会とし、取組内容は記載のとおりとします。
  - ア 障害者差別解消法対応部会（仮称）  
「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行され、行政機関は職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を策定することになっています。部会では、障害者やその他関係者の意見を反映させた対応要領案を作成します。
  - イ 相談支援部会  
第 4 期に引き続き、サービス等利用計画や地域における相談支援体制について、市や各施設での対応や連携方法等を協議します。
  
- (2) 全体会で協議する案件について  
各部会からの報告を受け、全体会として協議します。また、新たに協議が必要な事項が生じた場合には、議題として採り上げます。
  
- (3) 運営会議で協議する案件について  
全体会・専門部会がスムーズに開催できるよう、事前の調整を行います。  
また、全体会から付託された事項について協議し、結果を全体会に報告するものとします。